

大口市人権擁護に関する条例

平成 14 年 12 月 25 日
条例第 27 号

人は、すべて生まれながらにして自由と平等であり、人間として尊ばれ人間として生きる権利を共に有している。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による差別や偏見のない、明るく住みよい心豊かなまちづくりを実現するため、ここに条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が擁護されるまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、市政のすべての分野にわたり必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 すべての市民は、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市は、施策及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議会の設置)

第 7 条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権施策に関する重要事項について審議する機関として、大口市人権擁護推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。